

※育児休業中の職場へ復帰せずに転職する予定の場合は提出の必要はありません。
その場合は、転職先の就労証明書もしくは「求職に関する申立書」を提出してください。

児童氏名		児童生年月日	令和	年	月	日
------	--	--------	----	---	---	---

復職に関する申立書

伊勢原市長 あて

私は、現在、育児休業取得中につき「保育を必要とする事由」の要件を具備していませんが、次のとおり申立てます。 ※全ての項目を確認してください。

☐	保育の必要性の認定を受け、入所（利用開始）した場合には、入所（利用開始）後、 <u>慣らし保育終了後に、就労証明書に記載された就労先・条件で復職します。</u>
☐	入所（利用開始）月の翌月１５日までに復職します。
☐	<u>復職後に復職日を記載した「就労証明書」を提出</u> します。
☐	<u>就労証明書に記載された就労先（※）・条件で復職できない場合</u> 、又は就労証明書を期限内に提出できない場合は、保育の必要性の認定の取消し及び、入所（利用開始）内定・決定の取消し又は退所となることに異議はありません。

※派遣職員として勤務する場合、育児休業取得前の「派遣元」に変更がなければ、復職後の「派遣先」が変更となった場合でも問題ありません。

また、復職についての意向は、次のとおりです。 ※該当の項目にのみチェックしてください。

☐	入所決定後、慣らし保育終了次第、就労証明書に記載の復職予定日から（または復職予定日より早く）復職する。
☐	育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に選考優先順位を自分より低い人に譲ることができる。※利用調整の優先順位が下がります。
☐	その他（「４月の選考においては入所決定次第復職するが、年度途中の選考においては育児休業の延長も可能」など、具体的に御記入ください） ()

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 復職予定者署名_____